

○山梨県警察航空隊員の服制及び被服支給に関する訓令

〔 昭和58年2月14日 〕
〔 本部訓令第6号 〕

〔沿革〕 平成11年7月本部訓令第12号

平成18年11月本部訓令第24号

平成19年3月本部訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山梨県警察航空隊員（以下「航空隊員」という。）の服制及び被服の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において航空隊員とは、山梨県警察航空隊に所属し、航空機の操縦及び整備に従事する警察官その他の職員をいう。

(服制)

第3条 航空隊員の服制は、別表のとおりとする。

(服装)

第4条 航空隊の服装は、次のとおりとする。

- (1) 操縦士にあつては、飛行服、航空帽及び航空整備靴を着用し、右胸に出動服用階級標識、左胸に航空き章を着装するものとする。
- (2) 整備士にあつては、整備服、航空帽及び航空整備靴を着用し、左胸に航空き章を着装するものとする。
- (3) 航空隊員は、航空機に搭乗して勤務する場合は、航空ヘルメット又は航空ヘッドセット及び航空手袋を着用するものとする。
- (4) 航空隊員は、必要により紫外線よけ眼鏡及び防じん眼鏡を着装することができる。
- (5) 航空隊員は、盛夏時（6月15日から9月14日までの間）には、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定した期間において盛夏服を着用することができる。
- (6) 航空隊員は、冬期（11月1日から4月30日までの間）には、防寒服を着用することができる。
- (7) 航空隊員は、盛夏用飛行服又は整備服を着用する場合は、航空き章を着装するものとする。
- (8) その他所属長の指示するところによる。

(支給品の品目等)

第5条 航空隊員に支給する被服等の品目員数及び使用期間は、次のとおりとする。

品目	員数	使用期間
飛行服（冬夏兼用）	1着	36月
飛行服（盛夏用）	1着	4月
整備服（冬夏兼用）	1着	24月
整備服（盛夏用）	1着	4月
航空帽子	1個	24月
防寒服	1着	30月
航空整備靴	1足	24月
航空手袋	1双	12月
くつ下	6足	12月
長ぐつ	1足	24月
雨衣	1着	60月

2 本部長は、被服等の支給について特別の事由がある場合は、その支給品目若しくは員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

3 航空隊員として初めて任命されたときは、前項の規定にかかわらず、飛行服及び整備服については2着、航空帽については2個並びに航空手袋については2双支給するものとする。

4 航空隊員に航空き章、紫外線よけ眼鏡及び防じん眼鏡を貸与する。

(支給品の取扱い)

第6条 航空隊員は、支給された被服等の取扱いを適正にし、これをみだりに改造又は滅失若しくはき損してはならない。

第7条 被服等の支給を受けた航空隊員がその身分を離れたときは、速やかに支給品を返納しなければならない。ただし、使用期間の経過したものはこの限りでない。

(私服の着用)

第8条 航空隊員は次の各号の一に該当する場合は、私服を着用するものとする。

- (1) 所属長が特に必要と認めて私服の着用を命じた場合
- (2) 出勤時及び退庁時。ただし、所属長が特に命じた場合は、この限りでない。
- (3) その他必要により所属長の承認を受けたとき。

(実施細目)

第9条 この訓令の施行に関し、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和57年8月1日から適用する。

附 則 (平成11年7月16日本部訓令第12号)

この訓令は、平成11年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月27日本部訓令第24号)

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日本部訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表 略